

掛川市規則第2号

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年2月15日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則（平成24年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

### 様式第1号中

- 「2 「法人の種別」及び「所管庁」の欄は、申請者が法人の場合に記載してください。
- 3 「事業の種別」の欄は、該当する項目にレ印を記載してください。
- 4 「事業所番号」の欄は、既に当該事業の指定を受けている場合に記入してください。 を
- 5 「指定障害児相談支援事業者」の指定を申請するときは、「特定相談支援事業者」の申請も併せて申請してください（既に指定を受けている場合を除く。）。」

- 「2 「法人の種別」の欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」等の別を記入してください。
- 3 「所轄庁」の欄は、申請者が認可法人である場合に主務官庁の名称を記入してください。
- 4 「事業の種別」の欄は、該当する項目にレ印を記入してください。
- 5 「事業所番号」の欄は、既に当該事業の指定を受けている場合に記入してください。
- 6 「指定障害児相談支援事業者」の指定を申請するときは、「特定相談支援事業者」の申請も併せて申請してください（既に指定を受けている場合を除く。）。」

に改める。

### 様式第2号中

- 「2 「法人の種別」及び「所管庁」の欄は、申請者が法人の場合に記載してください。 を
- 3 「事業の種別」の欄は、該当する項目にレ印を記載してください。」
- 「2 「法人の種別」の欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」等の別を記入してください。
- 3 「所轄庁」の欄は、申請者が認可法人である場合に主務官庁の名称を記入してください。
- 4 「事業の種別」の欄は、該当する項目にレ印を記入してください。」

に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。